

たつの市地域公共交通会議規約

(趣旨)

第1条 この規約は、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他交通会議について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図るために必要な事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及びその他旅客の利便性増進並びに地域の事情に即した輸送サービスの実現を図るために必要な事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人をもって組織する。

2 委員は、副市長及び別表に掲げる者のうちから市長が任命、又は委嘱する者。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、第3条第2項に規定する委員のうちから会長が指名する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行い、その結果を交通会議において報告する。

(会議)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 交通会議を招集するときは、委員に対し、日時、場所、協議事項等を通知しなければならない。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会長が必要と認めるときは、交通会議の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第8条 やむを得ない理由により、交通会議に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は会長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第9条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第10条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(議決)

第11条 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(協議結果の取扱い)

第12条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

(ワーキンググループ)

第13条 交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第3条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者をワーキンググループ委員とすることができる。

3 ワーキンググループは、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

(運賃協議部会)

第14条 交通会議は、道路運送法第9条第4項及び第5項に基づく運賃等の協議を行う必要があると認めるときは、運賃協議部会を置くことができる。

2 運賃協議部会は、第3条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者のうち、次の各号に定める者を運賃協議部会の委員としなければならない。

(1) たつの市の関係機関の職員

(2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者

(4) たつの市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

3 運賃協議部会は、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

(事務局)

第15条 交通会議の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局はたつの市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第16条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第17条 交通会議の運営に関する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第18条 会長は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。

(決算)

第19条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく決算を調製し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第5条第5項の規定により当該監査の報告があった時は、当該監査に付した決算について交通会議の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第20条 交通会議の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第21条 交通会議は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することができる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第22条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(補則)

第23条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年10月28日から施行する。

(経過措置)

2 最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会計年度の特例)

- 3 交通会議の設立された日の属する年度の会計年度については、第15条の規定にかかわらず、設立された日から平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年2月20日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員
市民団体又は市民の代表
交通事業者の職員
公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
一般社団法人兵庫県タクシー協会の代表者又はその指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長又はその指名する者
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長又はその指名する者
兵庫県たつの警察署長又はその指名する者
兵庫県の関係行政機関の職員
たつの市の関係機関の職員
その他交通会議の運営に必要と認める者

